

## 四日市都市計画区域区分の変更(三重県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年 (基準年)	令和 2 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	351 千人	342 千人
市街化区域内人口	303 千人	295 千人
配分する人口	—	290 千人
保 留 人 口	—	5 千人
（特定保留）	—	—
（一般保留）	—	5 千人

### 理由

四日市都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を昭和 45 年に定めた後、社会情勢の変化や新たな施策の方向性、制度改正等を踏まえ定期的に見直しを行っている。その間に、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった場合は、随時見直しを行っている。

四日市都市計画区域マスタープラン及び菰野町都市マスタープランの方針に基づき、工業系土地利用誘導ゾーン、地域拠点として位置づけられ、土地区画整理事業により計画的な市街化が確実に見込まれる区域を主体とする菰野インターチェンジ周辺地区について、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入する。